茨木市敬老祝金支給事業実施要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、本市に居住する最高齢者に対し敬老祝金を支給して長寿を祝福し、併せて敬老思想の高揚に寄与することを目的とした、敬老祝金支給事業(以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（受給資格）

第２　敬老祝金は、当該年度の７月１日現在において、本市に引き続き１年以上居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該年度において最初に最高齢に達する者に対して支給する。なお、最初に最高齢に達する者が同日に複数名いる場合は、その全員に対して支給する。

２　敬老祝金は、前項に該当する者が当該年度の支給する日前に死亡した場合は、その者の葬祭を行った遺族に支給する。

（敬老祝金の額）

第３　敬老祝金は、年額50,000円とする。

（支給の時期）

第４　敬老祝金は、毎年度９月15日までの日で、市長が定める日に支給する。

（通知）

第５　市長は、受給者に対し敬老祝金の支給を決定し、その旨本人に通知を行う。

（譲渡又は担保の禁止）

第６　敬老祝金を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

（支給の停止）

第７　受給者が前条に違反したときは、市長は敬老祝金の支給を停止する。

（受給権の消滅）

第８　受給者が支給日後６月を経過してもなお敬老祝金を受領しないときは、当該年度に係る敬老祝金の受給権は消滅する。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から実施する。